



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 31 日(金)
号外第 1 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表（2件）（10・11）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
--------	--

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成19年度に係る財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成20年10月31日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 伊 藤 保
鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施機関に出向き、関係書類又は事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として行う監査

イ 書面監査

監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を受けて行う監査

(3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	136	136	136	0
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	37	15
警 察 本 部	10	10	5	5
委 員 会 等	3	3	3	0
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	208	208	188	20

注 機関の数は、総合事務所の各局を1機関としている。

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 石差 英旺（平成20年3月31日まで）
同 山本 光範（平成20年4月1日から）
同 井上 耐子（平成20年3月31日まで）

同 米田 由起枝
 同 伊木 隆司
 同 山根 眞知子（平成20年4月1日から）
 同 伊藤 保
 同 稲田 寿久

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 山本光範は、中部総合事務所について、監査委員 伊藤保及び稲田寿久は、県議会事務局について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務、契約事務等の処理について不適正なものがあつたので、その度合いが重大なものを(2)の実施機関別の状況に指摘事項として記載するとともに、これを改善するよう求めた。

また、次に掲げるものを注意事項（事務処理について改善を要すると認められる事項のうち指摘に至らない比較的軽易なものをいう。以下同じ。）として、別途文書により該当する機関に注意を行った。

ア 予算事務

予算額を超える執行

イ 収入事務

調定の漏れ又は遅延、調定金額の誤り、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出負担行為の遅延、支出金額の誤り、支出科目の誤りその他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

予定価格の未記載、契約締結事務の遅延、契約書の内容不備、変更契約の不適正その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等事務

交付申請書の受理、交付決定、実績報告書の受理及び額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

カ 工事の執行事務

工事の執行に係る事務処理の不適正

キ 財産管理事務

金券類の管理事務手続の漏れ、公有財産台帳（票）の未整備、物品保管主任の任命漏れ、行政財産の使用許可の遅延その他の財産管理事務の処理の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 防災局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
防 災 危 機 管 理 課	平成20年8月27日	実 地 監 査
消 防 課	〃	〃
消 防 防 災 航 空 室	平成20年5月14日	〃
消 防 学 校	平成20年5月15日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があつたので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

入居団体に対する庁舎の使用許可に係る雑入（清掃料金に係る入居団体の負担金）について、調定が行われていないものがあつた。（消防学校）

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

イ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
総務課・公文書館	平成20年8月27日	実地監査
政策法務室	平成20年7月30日	〃
県民室	平成20年7月29日	〃
管財課	平成20年8月19日	〃
職員課	平成20年8月6日	〃
自治研修所	平成20年5月15日	〃
福利厚生室	平成20年7月30日	〃
行政経営推進課	平成20年7月29日	〃
財政課	平成20年8月7日	〃
税務課	平成20年8月19日	〃
人権推進課	平成20年8月6日	〃
同和対策課	〃	〃
指導管理課	平成20年8月20日	〃
集中業務課	〃	〃
東京事務所	平成20年4月23日	〃
大阪事務所	平成20年4月22日	〃
名古屋事務所	〃	〃
男女共同参画センター	平成20年4月16日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

事業用地等に係る財産貸付収入について、調定が遅延しているものがあった。(管財課)

旅費の精算について、旅行申請を重複して行ったこと等により、支出金額に誤りがあった。(大阪事務所)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ウ 企画部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
政策企画課	平成20年8月26日	実地監査
次世代改革室	平成20年7月29日	〃
広報課	平成20年7月30日	〃
協働連携推進課	平成20年8月7日	〃
分権自治推進課	平成20年8月18日	〃
青少年・文教課	平成20年8月19日	〃
男女共同参画推進課	平成20年7月30日	〃
情報政策課	平成20年8月5日	〃
交通政策課	平成20年8月6日	〃
統計課	平成20年8月19日	〃

男女共同参画センター(再掲)	平成20年4月16日	〃
----------------	------------	---

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

エ 文化観光局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
文化政策課	平成20年8月26日	実地監査
地域資源振興室	平成20年8月20日	〃
交流推進課	平成20年7月30日	〃
観光課	平成20年8月20日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

韓国での現代ホームショッピング番組制作に係る負担金の協定書について、協定締結の事務手続が遅延していた。(観光課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

オ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
福祉保健課	平成20年8月26日	実地監査
障害福祉課	平成20年8月6日	〃
長寿社会課	平成20年8月20日	〃
子ども家庭課	平成20年8月19日 平成20年8月28日 (再監査)	〃 〃
医療政策課	平成20年7月30日	〃
医療指導課	〃	〃
健康政策課	平成20年8月19日	〃
皆成学園	平成20年4月17日	〃
総合療育センター	〃	〃
鳥取療育園	平成20年3月12日	〃
中部療育園	平成20年4月17日	〃
母来寮	平成20年3月19日	〃
岩井長者寮	平成20年3月11日	〃
福祉相談センター (中央児童相談所 婦人相談所)	平成20年3月18日	〃
倉吉児童相談所	平成20年3月19日	〃
米子児童相談所	平成20年5月15日	〃
喜多原学園	〃	〃
保育専門学院	平成20年4月17日	〃

鳥取看護専門学校	平成20年3月12日	〃
倉吉総合看護専門学校	平成20年4月17日	〃
精神保健福祉センター	平成20年3月12日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金について、額の確定が遅延していた。(子ども家庭課)

歯科在宅当番医制事業委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(医療政策課)

鳥取県公的病院特殊診療部門運営費等補助金ほか2件について、交付申請書の提出時期を通知していなかったため、交付申請書の受理が遅延していた。(医療政策課)

平成17年度鳥取県感染症指定医療機関運営費補助金について、額の確定が遅延するとともに、当該補助金の返還金の調定が遅延していた。(健康政策課)

児童福祉施設使用料(入居者負担分)について、延滞金の調定が行われていなかった。(皆成学園)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

カ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
環境立県推進課	平成20年8月26日	実地監査
水・大気環境課	平成20年8月19日	〃
衛生環境研究所	平成20年6月25日	〃
循環型社会推進課	平成20年8月5日	〃
くらしの安心推進課	平成20年8月6日	〃
消費生活センター	平成20年6月4日	〃
景観まちづくり課	平成20年8月6日	〃
公園自然課	〃	〃
住宅政策課	平成20年8月5日	〃
食肉衛生検査所	平成20年5月14日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

県営住宅でのインターネット利用のための光ケーブルの敷設に係る県営住宅敷地内の工作物の使用料について、調定が行われていないものがあつた。(住宅政策課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

キ 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
経済政策課	平成20年8月26日	実地監査
産業開発課	平成20年8月5日	〃
産業振興戦略総室	平成20年8月18日	〃

労 働 雇 用 課	平成20年 8 月 7 日	〃
市 場 開 拓 室	平成20年 8 月 18 日	〃
地 産 地 消 推 進 室	〃	〃
境 港 水 産 事 務 所	平成20年 4 月 17 日	〃
倉 吉 高 等 技 術 専 門 校	平成20年 6 月 26 日	〃
米 子 高 等 技 術 専 門 校	平成20年 6 月 5 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ク 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 政 課	平成20年 8 月 26 日	実 地 監 査
農 業 大 学 校	平成20年 6 月 26 日	〃
農林総合技術研究院	平成20年 7 月 29 日	〃
市場開拓室(再掲)	平成20年 8 月 18 日	〃
地産地消推進室(再掲)	〃	〃
経 営 支 援 課	平成20年 7 月 30 日	〃
生 産 振 興 課	平成20年 8 月 7 日	〃
畜 産 課	平成20年 8 月 20 日	〃
和 牛 全 共 室	〃	〃
耕 地 課	平成20年 7 月 30 日	〃
林 政 課	平成20年 7 月 29 日	〃
森 林 保 全 課	平成20年 8 月 19 日	〃
水 産 課 ・ とっとり賀露かっこ館	平成20年 8 月 20 日	〃
農 業 試 験 場	平成20年 5 月 15 日	〃
園 芸 試 験 場	平成20年 5 月 14 日	〃
畜 産 試 験 場	〃	〃
中 小 家 畜 試 験 場	平成20年 5 月 15 日	〃
林 業 試 験 場	平成20年 3 月 18 日	〃
鳥取二十世紀梨記念館	平成20年 4 月 16 日	〃
病 害 虫 防 除 所	平成20年 5 月 15 日	〃
鳥取家畜保健衛生所	平成20年 3 月 11 日	〃
倉吉家畜保健衛生所	平成20年 3 月 19 日	〃
西部家畜保健衛生所	平成20年 4 月 16 日	〃
境港水産事務所(再掲)	平成20年 4 月 17 日	〃
水 産 試 験 場	〃	〃
栽 培 漁 業 セ ン タ ー	平成20年 5 月 14 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

農業近代化資金等電算処理システム保守管理業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延し

ていた。(経営支援課)

育種価算出事業委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(畜産課)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ケ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 土 総 務 課	平成20年8月26日	実 地 監 査
技 術 企 画 課	平成20年8月6日	〃
道 路 企 画 課	平成20年7月29日	〃
道 路 建 設 課	〃	〃
河 川 課	平成20年7月30日	〃
治 山 砂 防 課	平成20年8月18日	〃
空 港 港 湾 課	平成20年8月7日	〃
鳥取空港管理事務所	平成20年3月11日	〃
鳥取港湾事務所	平成20年5月15日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

砂丘オアシス広場浄化槽維持管理業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。

(道路企画課)

港湾施設使用料(野積場等)について、調定額に誤りがあった。(鳥取港湾事務所)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

コ 行政監察監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
行 政 監 察 室	平成20年8月7日	実 地 監 査
建 設 事 業 評 価 室	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

サ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
東 部 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成20年7月8日	実 地 監 査
県 税 局	〃	〃
福 祉 保 健 局	平成20年6月20日	〃
生 活 環 境 局	平成20年7月8日	〃
農 林 局	平成20年7月9日	〃
県 土 整 備 局	〃	〃
八 頭 総 合 事 務 所		

	県 民 局	平成20年 6 月19日	〃
	農 林 局	平成20年 7 月 9 日	〃
	県 土 整 備 局	〃	〃
中部総合事務所			
	県 民 局	平成20年 6 月26日	〃
	県 税 局	〃	〃
	福 祉 保 健 局	平成20年 6 月25日	〃
	生 活 環 境 局	〃	〃
	農 林 局	平成20年 7 月 8 日	〃
	県 土 整 備 局	〃	〃
西部総合事務所			
	県 民 局	平成20年 6 月26日	〃
	県 税 局	平成20年 6 月25日	〃
	福 祉 保 健 局	〃	〃
	生 活 環 境 局	〃	〃
	農 林 局	平成20年 7 月 8 日	〃
	県 土 整 備 局	〃	〃
日野総合事務所			
	県 民 局	平成20年 6 月26日	〃
	福 祉 保 健 局	〃	〃
	農 林 局	平成20年 7 月 9 日	〃
	県 土 整 備 局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

中央監視盤保守点検業務委託契約ほか3件について、予定価格調書の作成及び契約の締結事務を、決裁権限のない者が行っていた。(東部総合事務所県民局)

東郷湖羽合臨海公園の公園施設使用料について、調定が遅延しているものがあった。(中部総合事務所生活環境局)

平成19年度「花と緑のフェア」補助金について、交付申請書の受理が遅延していた。(中部総合事務所生活環境局)

土木使用料(国有財産等使用料等)について、調定が遅延しているものがあった。(西部総合事務所県土整備局)

単県斜面崩壊復旧事業費補助金について、額の確定が遅延していた。(西部総合事務所県土整備局)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

シ 出納局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
出 納 局	平成20年 8 月 5 日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を

行った。

ス 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	平成20年7月3日	実 地 監 査
東 部 事 務 所	〃	〃
西 部 事 務 所	平成20年7月2日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

セ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	平成20年7月3日	実 地 監 査
中 央 病 院	〃	〃
厚 生 病 院	平成20年7月2日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

公務能率評定・履歴閲覧システムの開発・運用委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(病院局総務課)

平成17年度及び18年度について物品修繕伺を行わないで修繕を行い、19年度末に請求書に基づき支出負担行為書を起案し、20年度に支払っていた。(中央病院)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ソ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	平成20年8月26日	実 地 監 査
福 利 室	平成20年8月5日	〃
教 育 環 境 課	平成20年7月29日	〃
小 中 学 校 課	平成20年8月19日	〃
特 別 支 援 教 育 室	平成20年8月5日	〃
教 育 セ ン タ ー	平成20年5月14日	〃
高 等 学 校 課	平成20年8月6日	〃
家 庭 ・ 地 域 教 育 課	平成20年8月18日	〃
図 書 館	平成20年6月20日	〃
人 権 教 育 課	平成20年8月18日	〃
文 化 課	平成20年8月7日	〃
博 物 館	平成20年6月20日	〃
体 育 保 健 課	平成20年8月18日	〃
ス ポ ー ツ セ ン タ ー	平成20年6月20日	〃
東 部 教 育 局	平成20年3月12日	〃

中 部 教 育 局	平成20年5月14日	〃
西 部 教 育 局	平成20年4月17日	〃
船 上 山 少 年 自 然 の 家	平成20年5月14日	〃
大 山 青 年 の 家	〃	〃
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	平成20年3月18日	〃
妻 木 晩 田 遺 跡 事 務 所	平成20年4月16日	〃
鳥 取 東 高 等 学 校	平成20年8月20日	書 面 監 査
鳥 取 西 高 等 学 校	平成20年8月25日	〃
鳥 取 商 業 高 等 学 校	平成20年6月19日	実 地 監 査
鳥 取 工 業 高 等 学 校	平成20年6月20日	〃
鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	〃	〃
鳥 取 緑 風 高 等 学 校	〃	〃
青 谷 高 等 学 校	平成20年8月20日	書 面 監 査
岩 美 高 等 学 校	平成20年8月25日	〃
八 頭 高 等 学 校	平成20年5月15日	実 地 監 査
智 頭 農 林 高 等 学 校	平成20年6月19日	〃
倉 吉 東 高 等 学 校	平成20年6月25日	〃
倉 吉 西 高 等 学 校	平成20年8月25日	書 面 監 査
倉 吉 農 業 高 等 学 校	平成20年6月19日	実 地 監 査
倉 吉 総 合 産 業 高 等 学 校	平成20年8月25日	書 面 監 査
鳥 取 中 央 育 英 高 等 学 校	平成20年8月20日	〃
米 子 東 高 等 学 校	平成20年6月5日	実 地 監 査
米 子 西 高 等 学 校	平成20年8月25日	書 面 監 査
米 子 高 等 学 校	〃	〃
米 子 南 高 等 学 校	平成20年7月1日	〃
米 子 工 業 高 等 学 校	平成20年8月25日	〃
米 子 白 鳳 高 等 学 校	平成20年6月4日	実 地 監 査
境 高 等 学 校	平成20年6月5日	〃
境 港 総 合 技 術 高 等 学 校	〃	〃
日 野 高 等 学 校	平成20年5月15日	〃
鳥 取 盲 学 校	平成20年8月25日	書 面 監 査
鳥 取 聾 学 校	平成20年6月20日	実 地 監 査
鳥 取 養 護 学 校	平成20年8月11日	書 面 監 査
白 兔 養 護 学 校	平成20年6月19日	実 地 監 査
倉 吉 養 護 学 校	平成20年8月11日	書 面 監 査
皆 生 養 護 学 校	平成20年6月4日	実 地 監 査
米 子 養 護 学 校	平成20年8月25日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

県立倉吉総合産業高等学校渡り廊下増築工事（電気設備）の契約解除に伴う前払金の返還利息について、契約書では、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を返還することになっているにもかかわらず、返還金を徴収していなかつ

た。(教育環境課)

保護文化財河本家住宅保存修理事業補助金について、額の確定が遅延していた。(文化課)

行政財産使用料(県営鳥取屋内プールの建物)について、調定が遅延しているものがあった。(体育保健課)

鳥取県・江原道生涯スポーツ交流事業航空券手配等業務委託契約について、指名競争入札による落札金額とは異なる金額で契約を行っていた。(スポーツセンター)

授業料減免等に係る授業料について、減額調定が大幅に遅延しているものがあった。(鳥取緑風高等学校、智頭農林高等学校)

厨房等の使用許可に伴う行政財産使用料について、使用許可面積の端数処理の間違いにより使用料を多く徴収していた。(米子東高等学校)

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

タ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成20年8月27日	実地監査
鳥取警察署	平成20年8月18日	書面監査
郡家警察署	〃	〃
智頭警察署	平成20年6月19日	実地監査
浜村警察署	平成20年8月18日	書面監査
倉吉警察署	平成20年4月16日	実地監査
八橋警察署	〃	〃
米子警察署	平成20年8月18日	書面監査
境港警察署	〃	〃
黒坂警察署	平成20年5月15日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

チ 委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	平成20年8月27日	実地監査
人事委員会事務局	平成20年8月5日	〃
労働委員会事務局	平成20年8月19日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

ツ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県議会事務局	平成20年8月27日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのない

よう適正な事務処理を行われたい。

〔指摘事項〕

政務調査費の交付について、収支報告書に誤りがあり、額の修正を行うべきものが生じ、これによる過大支出があった。（県議会事務局）

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により注意を行った。

第2 監査意見

1 総務部

(1) 県外事務所（県外本部）の県民等への周知について（総務課及び県外事務所（県外本部））

東京、大阪及び名古屋の3箇所に県外事務所があるが、その場所や所掌事務が、県民や県外に在住する本県出身者（大学生等を含む。）に必ずしもよく知られていない状況である。

県外事務所の所掌事務は、本県の観光物産情報の発信や企業誘致、移住定住に関することなど幅広いものとなっており、県外事務所の一層の活用が望まれるところである。

については、県外事務所がより活用されるよう、県内外に対して一層の周知に努められたい。

(2) 適正な財産管理の徹底について（管財課（財源確保室）、指導管理課及び集中業務課）

鳥取県公有財産事務取扱規則に定める公有財産及び鳥取県物品事務取扱規則に定める物品については、その取得又は処分の事務手続や整備すべき台帳に不備等があり、基本的な事務処理が行われていない事例が数多く見受けられた。

については、担当職員の研修を行うなど、適正な財産管理の徹底に努められたい。

(3) 審議会等の女性委員の選任方法について（職員課（人事・評価室））

審議会等の委員の構成については、平成12年12月に制定された鳥取県男女共同参画推進条例等に基づき、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないこととされているところである。

ところが、女性の委員によっては、特定の団体から選出されること等により、人材が限定される傾向がある。

については、鳥取県内の人材の掘り起こしを推進するためにも、それぞれの審議会等の実情を勘案しながら公募制を導入するなど、女性の委員が選任されやすくなるような方法を幅広く検討されたい。

(4) 心の病気を抱える職員への対応について（職員課（人事・評価室）、福利厚生室）

心の病気を抱える職員への対応については、職員の健康診断、各種相談業務、メンタルヘルス対策等の職員が元気で安心して仕事に取り組める環境づくりを行っているが、社会情勢の変化等により、心の病気を抱えた職員は増加している状況である。

また、職場勤務しながら通院治療を行っているケースや職場復帰後の環境に順応できず再度入院するケースも増えている。さらに、特定の職場に配置されるケースが多く、職場にとっても本人にとっても必ずしも良好な環境となっていないと思われる。

については、職員が元気で安心して働ける職場環境づくりに向けて抜本的な対策を講じられたい。

(5) 保健所窓口の一本化について（行政経営推進課（業務効率化室））

平成18年度から保健所の機能が福祉保健局と生活環境局に分割されたことにより、例えば、食品衛生指導と感染症起因による食中毒については、従来、保健所の窓口一つだけで対応できたものが、2つの窓口に分けられている。このため、戸惑いを感じる県民も見受けられるところである。

については、ワンストップサービスの考え方からも、県民の利便性に配慮して、衛生部門と保健部門については組織を見直すことなどを検討されたい。

(6) 各種相談窓口の整理統合について（行政経営推進課（業務効率化室））

相談業務の実施状況については、平成13年度に行政監査を行い、相談体制の充実等について意見を述べたところであるが、それ以降、県民サービスの向上のためにワンストップサービスが進められ、各総合事

務所県民局等に相談窓口が設置された。

こうした中で、平成20年度には新たに人権相談窓口が設置された。

しかし、各種相談窓口については整理されることなく、むしろ増え続け、県民、特に高齢者や子どもにとっては非常に分かりにくい状況となっている。

については、相談窓口の整理統合を図るとともに、分かりやすい案内や表示等を行うよう再度検討されたい。

(7) 税外未収金の回収について(税務課(財源確保室))

税外未収金については、年々、全体として増加するとともに、困難な案件が固定化してきている状況である。

各機関の未収金回収の取組については、債権管理事務取扱要領を作成するとともに、必要に応じて特別な体制を設置し、臨戸訪問や面談、また、債権回収会社や弁護士事務所への外部委託を行って回収に努めている。しかし、債務者の倒産、行方不明等のほか、生活困窮者が増加していること等の理由により回収が困難となっている事案がある。

については、特に回収が困難な事案については、個別具体的な事案に応じて回収の可否又は回収方法等を判断するための基準等を設けるとともに、債権回収会社や弁護士事務所への外部委託による回収に努められたい。

また、初期対応が遅れたことによって、回収が長期化している事案が見受けられるため、滞納者に対し初期段階において迅速な対応を指導するとともに、困難事案については、税務課(財源確保室)の持つノウハウを積極的に活用して、担当課と連携して対応されたい。

(8) 適正な財務会計事務処理の徹底について(指導管理課、集中業務課)

平成18年度決算に係る定期監査の監査意見として、随意契約の見積書徴取における消費税等の取扱いについて見直しを提案したところ、現時点では現行どおり消費税等抜きとする方針が示されたところである。

しかし、依然として、消費税等込みの見積書を徴取している例が多く見受けられる。

その他の契約事務についても、予定価格の未記載、遅延利息の誤り等の契約書の不適正、契約締結事務の遅延などが散見された。

また、電子決裁システムをはじめ様々な電子処理システムの導入、本庁や総合事務所を含む庶務業務の集中化等の業務の効率化・迅速化が図られているが、一方、財務会計の処理事務については、基本的な事項において初歩的なミス、単純ミス、諸帳簿類の未整備等が多数見受けられた。

については、契約事務及び財務会計事務の手続において誤りが発生した原因を究明し、適正な事務処理について改めて職員への周知徹底を図られたい。また、消費税等に係る見積金額については、内訳として消費税等抜きの金額が表示されていればよいとする等弾力的な対応を可能とすることも検討されたい。

2 総務部及び企画部共通

パブリックコメントのあり方及び県政の住民への広報、PRの手法と効果の検証について(県民室、広報課及び情報政策課)

県の主要な施策や重要な条例等の立案に当たっては、その主旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め、県民から寄せられた意見を参考にして最終的な意思決定を行うためのパブリックコメントを実施しているところである。

しかし、パブリックコメントの募集期間が短かったり、記載内容が難解なものであったりすること、また、説明会等が不足していること等が原因で、応募数が少ないのではないかとと思われる。さらに、家庭へのインターネットの普及率等を勘案すると、応募者は一部特定の人に限られる傾向があるのではないかと考えられる。

については、県民への理解を深めるため、説明会を県内の東・中・西部地区で開催するなど、広く県民の声が求められる仕組みを検討されたい。

また、県行政については、テレビ、新聞などのマスメディアの活用や県政だより、ホームページ等種々の

方法で県民に周知を図っている。また、チラシやパンフレット、機関誌等数多くのツールがあり、それらが各総合事務所の情報コーナーなどに配架してあるが、利用度は必ずしも高くなく、その費用対効果が判然としない。

については、どういう周知方法が費用対効果が高いかを検証した上で、県民に周知されたい。

また、平成23年に従来のアナログ放送から完全に移行されることとなっている地上デジタル放送を活用して県と県民とが双方向でやりとりできるような仕組みづくりについても、完全移行の時期までに検討されたい。

3 企画部及び教育委員会共通

レクリエーション活動支援事業の重複回避と内容の検討について（青少年・文教課及びスポーツセンター）

企画部所管の「レクリエーション活動支援事業」については、教育委員会所管の「スポーツレクリエーション関係事業」と競技種目等の内容が重複している部分がある。

これについては、一会場で多数の種目のルールとそのやり方を紹介し、その普及を図る事業と順位を争う競技性の高い事業とでは趣旨・実施内容が異なるため、「違う事業である」との説明であったが、見直し可能な部分については、より効果的に実施できるよう検討を行う必要があると思われる。

については、レクリエーション活動支援事業とスポーツレクリエーション関連事業との重複部分の見直しとともに、事業そのものについても県民にとって本当に必要なものかどうかを十分に検証されたい。

4 文化観光局

3館映像伝送システムの利用促進について（文化政策課）

県民文化会館（とりぎん文化会館）、倉吉未来中心及び米子コンベンションセンターに設置した3館映像伝送システムは、鳥取情報ハイウェイを通じて、全県ネットワーク化を図るため平成16年3月に設置されたものである。このシステムは、3館を同時に映像伝送で結ぶことのできるものであり、3館又は2館で同時にシンポジウム、会議、研修会、説明会等を開催する場合には有効に活用できるシステムであると思われる。

このシステムの運用に当たっては、鳥取情報ハイウェイと接続するスイッチ及びルーターのメンテナンスとネットワークの運用監視に要する経費を委託料として支出している。

しかしながら、利用の状況についてみると、平成18年度は4件、平成19年度は1件のみである。

このシステムの利用が低迷している原因としては、利用者に周知されていないこと、利用のための要項やマニュアル等がないこと及び機器の使用に際しての準備（セッティング）が難しく、ある程度の専門知識のある者でないと準備ができないこと等がある。

については、利用が低迷している原因を分析して対応策を検討するとともに、利用者に3館映像伝送システムを周知することにより利用促進を図り、ひいては3館の利用促進にもつながるよう取り組まされたい。

5 福祉保健部

(1) とっとり子育て応援パスポート事業の周知について（子ども家庭課（子育て支援総室））

とっとり子育て応援パスポート事業は、行政、企業、地域等が一体となって子育て家庭を応援するため、18歳未満の子を養育している保護者等の子育て家庭に対し県がパスポートを発行し、それを提示すると、協賛店舗の行う商品の割引、ポイントの加算、授乳室や子ども用補助いすの利用等のサービスを受けることができる事業である。

平成20年8月末日現在では、パスポート登録世帯は18歳未満の子のいる世帯の約15パーセントで、協賛店舗は協賛する可能性のある事業所（小売店、飲食店等）の約8パーセントとなっている。当該事業が平成19年11月に始められた事業であり、事業開始までの時間も少なかったことからパスポート登録世帯数、協賛店舗数ともまだまだ少なく、県民へ情報が十分に行き届いていないと思われる。

については、現在、この事業に登録している子育て家庭や協賛店舗の意見を聞くなどして効果的な周知方法を検討し、子育て家庭や協賛店舗の登録数の増加に努められたい。

(2) 自殺予防について（健康政策課）

全国では自殺者数が3万人を超える状況で推移しており、大きな社会問題となっている。

本県では、近年160人を超える人が自殺で亡くなっており、平成19年には191人と前年に比べ23人増加している。また、人口10万人当たりの自殺者数の状況を見ても全国を上回る水準で推移している。

自殺の背景の大きなものの一つに、長引く不況があることを考えれば、今後もこのような状況が続くことが危惧されるところである。

本県においても自殺対策連絡協議会を発足させて自殺の未然防止に本格的に取り組むとともに、自殺対策シンポジウムの開催等の普及啓発、自殺予防従事者専門研修の実施及び社会福祉法人鳥取いのちの電話の相談員養成への支援といった相談体制の充実を図っているところである。しかし、近年の自殺者数の状況から考えた場合、市町村とも連携したより効果的な対策が必要ではないかと思われる。

については、個人情報保護に配慮しつつ、自殺の原因と思われる実態等を分析し、市町村とも連携してより効果的な自殺予防対策を講ずるとともに、自殺未遂者については救急病院等の関係機関と一層連携を深めて再発防止対策を検討されたい。

6 生活環境部

リサイクル活動等の検証について（循環型社会推進課）

県は廃棄物を出さない持続可能な社会の実現を目指して「みんなで取り組む「4つのR」推進事業」に取り組んでいる。

この事業のうち、リサイクル活動については、回収した後に再資源化がなされることによって完結するものであるが、自治体が推進するリサイクル促進事業は回収する行為のみに力点が置かれ、肝心な再資源化がなされる過程については十分な検証がなされていない。科学的検証のなされない事業の実施は県民の理解が得られず、県民への一方的な負担だけが残し、適切な事業推進とは言えないと思われる。

については、リサイクルのために回収された廃品がどの程度、実際に再資源化されたか検証するシステムを構築するとともに、その検証結果を県民へ情報公開するよう関係機関と協議されたい。また、環境保護運動が県民生活に少なからぬ影響を及ぼすことを考慮して、分かりやすくその効果を県民に説明できるような事業実施を図られたい。

7 商工労働部

商店街の空き店舗対策について（経済政策課（経済・雇用政策総室））

県では、従前から、中心市街地活性化対策として空き店舗出店者への助成や拠点整備などを行ってきたが、平成18年度から、地元に着した対策事業は地元市で行うべきとして、地元市において空き店舗出店者への助成事業を行うこととなった。

一方で、県は平成18年度から、元気な商店創出事業を設けて、モデル事業として地域の核となる個店の魅力向上に努めるとともに商店街振興組合への助成も行っている。

また、空き店舗対策にも繋がるチャレンジショップへの助成は、市町村交付金に切り換えて継続されている。

しかしながら、空き店舗の増加は全県的に依然として歯止めがかかっておらず、県の対策が期待される効果を上げていないのではないかとと思われる。

については、従来の空き店舗対策を検証し、その上で地元市や関係団体と十分に協議して、空き店舗の減少やその活用に向けて、当事者である地元市や関係団体の自覚を促すような対策を講じられたい。

8 農林水産部

林道工事の適正な執行について（林政課）

林道工事の執行については、鳥取県県土整備部公共事業用地事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を準用し、原則として立木の除却が完了した年度の翌年度以降に工事に着工するよう計画することとされている。

しかし、八頭総合事務所農林局が執行した林道工事については、立木の除却前の日を着工日とする建設工事請負契約が締結され、取扱要領に基づく事務処理が行われていなかった。これは、契約条項に基づく請負者の契約解除、損害賠償請求の対象となるなど、不要な支出が生じる可能性のある不適切な事務処理であ

る。

については、取扱要領に定められた手続ののっとり適正な工事の執行について、職員の指導を徹底されたい。

9 県土整備部

公共事業用地の未登記物件の早期処理について（県土総務課及び道路建設課）

公共事業用地の未登記の解消については、平成13年度決算に係る監査意見を受け平成14年度から重点的に取り組んでおり、土木事業分については、相続関係人の協力等により職員の努力（未登記台帳の整理、相続人の調査、登記嘱託書作成等）で登記可能なものの処理はおおむね完了し、地図混乱、相続問題等の登記困難なものが残っている。

これらについては費用対効果を考慮し、財産価値が高く必要な手間や費用の少ないものから優先的に処理する方針で毎年処理しているが、平成10年度以降に生じた未登記の土地は、平成19年度末時点で20筆となっている。

また、農道については、県から市町村への譲与を促進するため、譲与の障害となっている未登記の解消に向け、平成19年度から、登記の障害となっている原因の調査、相続等関係書類の収集、登記に必要な書類の作成、測量図の作成委託等に重点的に取り組んでいるが、事業完了分の農道の未登記筆数は平成19年度末で916筆となっている。

については、優先的に処理する必要がある未登記物件や市町村から譲与要望の強い路線の農道に係る未登記物件の早期処理に一層努められたい。

10 病院局

厚生病院の鳩対策について（厚生病院）

厚生病院では、建物の屋上やベランダ等のいたるところに鳩が多く飛来してふんや羽毛などが大量に落ちている。

特に、平成19年5月から供用されている外来・中央診療棟では屋上ヘリポートをはじめエレベーターまでの通路や鳩の侵入を防ぐための格子等にふんが大量に落ちており、ヘリコプターの離着陸時には乾燥したふんや羽毛が舞い上がり、風向きによっては窓から室内に入ってくる場合もある。また、緊急搬送の際にはふんの落ちていた通路を通らざるを得ない状況にあり、靴やストレッチャーに付着したふんが病院内に運び込まれるものと考えられ、サルモネラ食中毒、アレルギー、オウム病等鳩のふんや羽毛等が人体に与える悪影響への懸念が生じている。

通路のあるフロアには、鳩を防ぐための格子が設けられているものの、十分な効果がなく、ネットを設置して対応しているが抜本的な対策には至っていない。

については、病院が特に衛生面に注意を払うべき施設であることから、ふんの清掃を早急に行うとともに、鳩が寄りつかないような対応を速やかに講じられたい。

11 教育委員会

(1) 寄宿舎の見直しについて（高等学校課）

日野高等学校には、公共交通機関を使用した場合の所要時間が1時間30分以上の通学困難者等を対象に、定員が34人（男18人、女16人）の寄宿舎「双葉寮」が設置されている。

しかし、近年の入寮生の状況を見ると、全体の生徒数の減少や琴浦町、大山町、境港市等の遠距離から通学する生徒数の減少等により、定員と比較して入寮生が極めて少ない状況となっており、現在の寄宿舎の規模についての見直しが必要と思われる。

また、寄宿舎の管理体制では、定員の34人の入寮生を対象としたままの調理員（非常勤職員2名）が配置されており、この体制は過剰ではないかと思われる。

については、寄宿舎の利用の向上を図るための取組を検討するとともに、適正な管理体制への見直し等を行い、経費の削減を図ることについて検討されたい。

(2) キャリアアドバイザーの配置について（高等学校課）

就職支援相談員（キャリアアドバイザー）は、民間企業での豊富な経験を有する者を、専門高校、総合

学科高校、就職希望者の多い普通高校及び定時制高校等の17校に配置し、各高等学校の進路指導部と連携し、職業観や勤労観の育成及び企業の求人開拓の業務を行っている。

平成15年度及び平成16年度は、国の緊急地域雇用創出特別基金事業により19校（17名）のキャリアアドバイザーを配置していたが、平成16年度限りで国の緊急地域雇用創出特別基金事業が終了したため、平成17年度以降はすべてのキャリアアドバイザーを単県予算で配置している。

しかし、国の予算があった平成16年度には、1名のキャリアアドバイザーが2校を兼務していたのは4校であったが、平成17年度以降は約半数の8校が2校兼務の状況となっている。

新規学卒者に対する求人は、引き続き厳しい状況が続き、企業訪問等の活動を充実させ、できるだけ多くの就職先を開拓することが望まれることから、約半数の高等学校が兼務となっている状況は十分な体制とは言えない。

については、キャリアアドバイザーが2校兼務となっている高等学校については、就職希望者数やキャリアアドバイザーの活動状況等を勘案し、キャリアアドバイザーの専任配置の充実について検討されたい。

(3) 施設の利用に係る代金の取扱いについて（家庭・地域教育課）

船上山少年自然の家及び大山青年の家については、従来は施設の管理を財団法人鳥取県教育文化財団に委託していたが、指定管理者制度の導入に伴う管理方法の見直しにより平成18年度から県が直営で管理している。

これらの施設の利用に係る使用料については、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例に規定されているが、施設の使用料以外の事業実施に必要な不可分な経費である野外炊飯に使用する薪の購入代金等については、職員が立て替えて購入し、後で施設利用者から実費徴収している状況が見受けられた。

また、施設利用者の事業実施記録CD（コンパクトディスク）の代金及び食事代金等については、職員が施設利用者から希望を聴いた上でその実費を徴収し、後で業者等に支払っている状況が見受けられた。

このような物品購入等での職員による立替払や参加費等の実費徴収については、現金の取扱いに係る不適正な事務処理の発生が懸念されるものである。

については、これらの県の事業の実施に必要な経費は、県予算に計上するなど、利用者の利便性の向上や安全で確実な現金出納の方法等について検討されたい。

鳥取県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成20年2月25日付鳥取県監査委員公告第7号で公表した平成18年度に係る監査の結果に関する報告（以下「平成18年度監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成18年2月21日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成16年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見、平成19年3月9日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見及び平成18年度監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成20年10月31日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 伊 藤 保
鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

1 指摘事項

平成18年度決算分

指摘事項	講じた措置
<p>1 文化観光局所管団体 水鳥公園内整備工事について、当該法人の財務規程により契約書の作成が必要であるにもかかわらず、契約書を作成しないまま請負業者に工事を行わせていた。（財団法人中海水鳥国際交流基金財団：所管 交流推進課）</p> <p>2 福祉保健部所管団体 (1) 平成18年度鳥取県結核予防費補助金について、補助対象とならない経費を算定基準額に算入していたため、補助金が過払となっていた。（社会福祉法人敬仁会：所管 健康政策課）</p> <p>(2) 鳥取県保健事業団総合保健センター改装工事の契約手続において、当該法人の財務規程により決定することとなっている予定価格が決定されていなかった。（財団法人鳥取県保健事業団：所管 健康政策課）</p>	<p>契約締結に際しては、同財団財務規程及び米子市契約規則の内容をよく理解し、適切な会計処理を行うよう指導した。</p> <p>過払となっていた補助金について、平成20年4月8日に県へ返還がなされた。 また、再発防止のため、今後は団体から実績が提出された際に慎重にチェックを行うこととした。</p> <p>契約締結に際しては、同財団財務規程の内容をよく理解し、適切な会計処理を行うよう指導した。</p>

2 監査意見

(1) 平成18年度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部、文化観光局、福祉保健部、農林水産部共通指定管理者が管理運営している施設の事業成果の分析評価について（行政経営推進課、人権推進課、観光課、子ども家庭課、生産振興課）</p> <p>平成18年度に本格的に導入された指定管理者制度は、2年を経過しようとしている。指定管理者が管理運営している多くの施設は、管理期間が3年となっていることから、県の各所管課は、指定管理者による運営の成果を検証し、その結果をもとに次の指定管理についての方針を定め、次回の指定管理者の選定準備を行うことが必要となっているところである。</p> <p>鳥取県立人権ひろば21の指定管理者である社団法人鳥取県人権文化センター並びに鳥取県立鳥取砂丘こども国及び鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者である財団法人鳥取県観光事業団と、県とのその施設の管理運営に関する協定書に定められている事業報告書の成果に関わる内容は、利用者数、料金収入及び業務の</p>	<p>平成21年度からの次期指定管理者の指定に向け、現在の指定管理者による管理運営について、施設サービス向上のための取組状況や施設利用者の意見、指定管理者の自己点検などにより、施設所管課において点検・評価しているところである。この結果を踏まえ、外部有識者等により構成する各指定管理候補者審査委員会において、施設ごとに必要な審査項目を設定していく。</p>

実施状況等、単に数値で表すことができるものが中心となっている。

しかし、それぞれの施設は単に集客数や料金収入の増加だけを目的として設置されているわけではなく、それぞれ公益に資するための目的を持って設置されているものである。

したがって、現状の内容の報告のみでは、県民にとってその施設が設置目的に沿って効果的に運営されているかが分からない。

については、県は、現在の指定管理者の状況のもとで、施設の設置目的に沿って効果的に運営されているかどうかを十分に分析評価した上で、次回の指定管理者の選定に当たっては、そうした点も選定基準に加味することを検討されたい。

2 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、県土整備部、企業局、教育委員会共通

指定管理者制度における施設の管理運営上の課題の解決について（行政経営推進課、人権推進課、文化政策課、観光課、長寿社会課、子ども家庭課、公園自然課、農政課、生産振興課、森林保全課、空港港湾課、経営企画課、家庭・地域教育課、体育保健課）

鳥取県においては、指定管理者制度は平成18年度に本格的に導入されて以来、2年を経過しようとするところであるが、次のような課題があるものと思われる。

(1) 大多数の施設の管理期間が3年となっているため、指定管理者としては、管理期間終了後の職員の雇用に責任を持っていないことから、このことに不安を感じた職員から退職者が出ている。また、不安定な雇用などのため有能な専門職員の確保が困難な状況となっている。

(2) 指定管理者が管理する施設の修繕が必要となった場合、大多数の施設では、1件当たりの修繕費が50万円未満の場合の修繕は指定管理者の負担で行うこととなっている。しかし、1件当たりの修繕費が50万円未満であるという判断については、1箇所当たりか、契約1件当たりか等の基準の解釈が明確になっていない状況にある。このため、県との個別協議が長引き、結果として修繕が遅れ、住民サービスが低下しているような事例も見受けられる。

これらの課題については、指定管理者が管理している多くの施設において同様の状況があると思われる。

については、県は、指定管理者が管理している施設について、これらの課題の解決に取り組まされたい。

平成21年度からの次期指定管理者の指定に当たり、「管理の期間が短いため雇用が不安定である」、「人材の確保が難しい」という課題に対し、管理の期間を現行の3年から5年に延長して改善を図ることとした。

1件当たり50万円未満の修繕とは、箇所数に関係なく契約（発注）1件当たりの金額が50万円未満のものを意図しているところであり、平成21年度からの次期指定管理者との協定書等にその旨を明記するよう指導することとした。

3 文化観光局

鳥取県立童謡館の展示コーナーの見直しについて
(文化政策課)

財団法人鳥取童謡・おもちゃ館(以下「童謡・おもちゃ館」という。)は、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として、平成7年に設立されたものであり、平成18年度から指定管理者として、鳥取県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館の複合施設であるわらべ館の管理運営を行っている。

このわらべ館1階部分は、鳥取県立童謡館となっており、同階にあるジャズ演奏家の遺品展示コーナーは、平成元年に鳥取市で開催された「'89鳥取・世界おもちゃ博覧会」をきっかけとした本県と同演奏家の親交により、平成14年3月に設置されたものである。

この展示コーナーは、わらべ館内の警備委託とは別に、展示物所有者の要請により、同所有者が指定した警備会社と委託契約を結んでいるなど、維持管理の経費がかさんでいる状況である。

また、この展示コーナーは、鳥取県立童謡館の基本理念とは必ずしも一致しているとは言えないこと、

毎年実施している来館者アンケートでは、同コーナーの人気のないこと、経費がかかりすぎることなどから、廃止も含めて見直しを行う必要があると思われる。

については、県は、童謡・おもちゃ館と協議の上、展示コーナーの見直しについて検討されたい。

4 福祉保健部

財団法人鳥取県臓器バンクの機能強化について(医療政策課)

財団法人鳥取県臓器バンク(以下「臓器バンク」という。)は、当初、平成6年に財団法人鳥取県腎バンクとして設立され、平成11年に現在の団体に組織変更されたものである。この臓器バンクは、県内における臓器移植の普及のための啓発や臓器移植に係る臓器提供者の家族、医療機関及び社団法人日本臓器移植ネットワークとの連絡調整等を行っている。

県内で腎臓移植を待っている人は、平成19年8月現在で39人いるが、平成15年12月に腎臓移植が行われてから実績が全くない状況である。

県内においては、亡くなられた方の腎臓を移植できる医療機関は米子医療センターのみであり、また、脳死と判定された方の臓器を摘出できる医療機関は、鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院及び山陰労災病

意見のあったわらべ館のジャズ演奏家の遺品展示コーナーは、同演奏家の遺族からの好意により、童謡・おもちゃ館が遺品の貸付を受け、設置しているものである。施設警備と同コーナーの警備が二重であるという指摘については、警備方法に関して遺族の強い要望があることから、遺族と協議を行い、適当な維持管理の方法について検討していくこととする。

また、同演奏家は、本県出身の音楽家岡野貞一の作曲した「ふるさと」をジャズ風にアレンジし、その普及を図っており、同コーナーは本県にもゆかりある人物を扱ったものと言えるが、わらべ館については、平成17年度決算審査特別委員会において、「わらべ館のあり方を総合的に、かつ早急に検討すべき」との指摘を受け、平成19年度にわらべ館あり方検討委員会を設置し、今後のわらべ館のあり方について、平成20年3月28日に提言をいただいたところである。

今後は、この提言を受け、県、鳥取市及びわらべ館の三者でわらべ館の今後のあり方について協議していくが、同コーナーについても、この中で展示方法等について検討していくこととする。

平成20年3月27日の理事会において、移植を推進するため県西部へ移転することが決定され、同年5月1日に鳥取大学医学部内に移転した。

また、臓器バンクは、医療関係者との緊密な連携を構築するため、医療現場での経験が豊富な看護師が臓器移植コーディネーターとして定期的に関係医療機関を訪問することとしている。

院に限られており、関係医療機関のほとんどは県西部に集中しているという実態がある。

しかし、臓器移植に係る重要な役割を担っている臓器移植コーディネーターが常駐している臓器バンクの事務局は鳥取市にあるため、臓器提供者が発生した場合、県西部に集中している関係医療機関との連絡や臓器提供者の家族との面談など、関係者との緊密な連携がとりにくいと思われる。

については、県は、臓器バンクに対して、その事務局を関係医療機関が集中する県西部に移転し、関係医療機関と臓器バンクとの連携を一層緊密に図るとともに、機能を充実強化し、臓器移植を推進するよう働きかけられたい。

5 商工労働部

千代三洋工業株式会社の独身寮の有効活用について（労働雇用課）

千代三洋工業株式会社（以下「会社」という。）は、重度障害者の社会的、経済的自立を促進するとともに、地域の発展に寄与することを目的として、鳥取県、鳥取市及び鳥取三洋電機株式会社の三者が共同出資して設立した各種電子部品等の製造を行う重度障害者多数雇用事業所である。職員数は、平成20年1月1日現在、非常勤職員を含めて107名で、うち障害者は27名である。

この会社が平成5年の会社操業と同時に工場に隣接して設置した障害者向け独身寮は、平成17年3月以降は利用されておらず、現在は閉鎖されたままとなっている。

会社としては、入寮希望者が1、2名程度の場合、今後も独身寮としての運営を再開することは困難であるとの意向のようである。しかし、寮内の各部屋とも十分利用できる状態であるにもかかわらず、未利用のまま放置されていることは望ましい状態であるとは言えず、例えば、障害者と健常者が一緒に利用するようなことも考えられる。

については、県は、会社に対して、関係機関による検討委員会の設置を求めるなどにより、障害者対応の施設の有効活用策について検討するよう働きかけられたい。

6 教育委員会

(1) 学生寮清和寮の入寮者の増加対策について（人権教育課）

財団法人鳥取県育英会（以下「育英会」という。）は、学生に健康で文化的な生活環境を与え、その経済的負担を軽減して修学を助けるとともに、

平成20年3月26日に会社に対し、独身寮の有効活用について検討していただくよう文書で依頼した。

現在、会社において、工場への転換による有効活用に向けて国の外郭団体の助成を検討中である。

入寮者の確保についての課題は認識しており、既に平成20年度入寮者募集に向けて働きかけを行い、新たに三者面談用のチラシの作成、

<p>学生の学業を奨励し、もって社会に有為な人材を養成することを目的とし、学生寮の建設及び維持管理、その他目的を達成するために必要な事業を行っている。</p> <p>育英会が、東京都に設置している女子学生寮の清和寮は、平成19年4月1日現在、定員77名のところ入寮者が60名の状況であり、平成14年度以降定員割れが続いている。</p> <p>これは、清和寮の存在や中途入寮が可能であるということが、広く県民に知られていないためではないかと思われる。</p> <p>については、県教育委員会は、育英会に対して、県内の高校生が入学した時から清和寮の存在と中途入寮が可能であるということを知ることができるよう一層のPRに努めるなど、入寮者増加の方策を講じるよう働きかけられたい。</p> <p>(2) 鳥取県高等学校体育連盟及び財団法人鳥取県育英会の事務処理に関する規程等の整備について(人権教育課、体育保健課)</p> <p>鳥取県高等学校体育連盟においては、内規として補助金事務に関する「県補助事業会計事務処理規程」を定めているが、同規程第29条に規定する別紙様式が定められていない等、規程が不備な状況がある。さらに、文書処理に関する規程が定められていないため、補助事業に関する交付申請や実績報告等の文書について、起案から決裁後の文書の送付に至るまでの一連の事務処理の経過が不明であった。</p> <p>また、財団法人鳥取県育英会においても、財務会計事務を処理するための規程及び文書処理に関する規程が定められていないため、補助事業に関する会計処理手続の根拠が不明な状況が見られた。さらに、財団として作成が必要な財務諸表も作成されていないかった。</p> <p>については、県教育委員会は、これらの団体に対して、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、財務会計事務を処理するための規程及び文書処理に関する規程の整備について指導されたい。併せて、財団法人鳥取県育英会に対して、公益法人会計基準に基づく財務諸表の作成を指導されたい。</p>	<p>「教育だよりとっとり夢ひろば」でのPR等を行った。</p> <p>また、平成17年度、18年度に県の補助金により、外周フェンスを高くし、防犯カメラを設置するなどセキュリティ強化を図ったところであるが、応募者へのアンケート調査によると、清和寮への応募理由に「安全性(防犯)」をあげる者が多いことから、今後のPRに際しては、従来の取組に加えて安全性をアピールするよう働きかけることとした。</p> <p>規程の整備について指導した。</p> <p>なお、鳥取県高等学校体育連盟においては、不備のあった補助金事務に関する規程を改正し、文書処理に関する規程を新設するなどの整備が行われた。</p> <p>また、財団法人鳥取県育英会は、既に会計規程等の諸規程の整備に着手しており、次回(平成21年3月)の理事会、評議員会に議案を提出する予定である。</p> <p>財務諸表の作成については、現行の単式簿記から複式簿記に会計処理方法を移行する必要があると、平成21年度からの移行に向けて指導しているところである。</p>
---	---

(2) 平成17度決算分

監査意見	講じた措置
1 総務部	

私立専修学校運営費補助金（技能教育施設関連事業）の見直しについて（教育・学術振興課）

学校法人ismが設置する若葉学習会専修学校は、広域通信制高校のクラーク記念国際高等学校と技能連携し、不登校経験者等の生徒を多く受け入れ、そのハンディキャップを克服させて、更に上級学校へ進ませるなど生徒の教育指導に多大な成果を上げている。

当該専修学校では、私立専修学校運営費補助金（技能教育施設関連事業）により、私立高校に対する補助金と同様に、前年度決算額（人件費、教育管理費及び設備管理費）の2分の1に相当する額の補助金を受けている。

しかしながら、当該専修学校の入学生についてみると、不登校経験者等の生徒の割合が他の県内の私立高校に比べて非常に高く、学習指導その他の対応に時間がかかり、人的労力をより必要としているのが実情である。

については、県は、このような多様な指導・対応を必要とする生徒が多い専修学校に対しては、教職員がこれらの生徒の教育指導を効果的に行えるよう、補助金の算出方法の見直しについて検討されたい。

2 生活環境部

鳥取県住宅供給公社の保有する崎津住宅用地の管理及び赤碕団地の販売促進について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「住宅公社」という。）は、厳しい経営環境の中で、経営努力を重ね業務のスリム化や組織・人員の削減を実現し、現在は、保有する宅地の販売を事業の中心に据え、残区画の販売に努力しているところである。

住宅公社が保有する崎津住宅用地（米子市）は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発公社解散に伴い鳥取県と米子市で分担して引き受けることとなった未処分地であり、県は、責任を分担した未処分地のうち住宅用地を資金の貸付けを条件として住宅公社に引き受けさせたものである。しかし、この住宅用地は、県西部地域の宅地事情を考えれば今後も事業化できる見込みがないものと思われ、住宅公社にとっても大きな負担が今後延々と続くこととなる。

については、県は、この住宅用地を住宅公社から買い取り、県の責任において、住宅に限らず幅広く利用方法等を検討しつつ、県有地として適正に管理することについて検討されたい。

技能教育施設に対する既存の補助事業である「魅力ある技能教育施設支援事業（生徒指導充実事業）」を見直し、スクールカウンセラーを配置しやすいよう、平成20年度から専門研修の受講日数及び配置時間に関する要件を撤廃し、補助条件を緩和することとした。

崎津住宅団地については、平成12年の鳥取県西部地震発生後、販売を凍結してきたが、このまま保有していても、今後の土地価格の上昇が見込めないことから、市場価格で売却する方針に転換し、平成20年2月に一般競争入札を実施したところである。

なお、入札結果は不落札（応札1社）であったため、販売の方法等について幅広く再検討し、売却の可能性を追求していくこととしている。

(3) 平成16度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 生活環境部</p> <p>生活衛生同業組合の加入率の向上等について（県民生活課）</p> <p>財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターは、出資者である飲食店営業、理・美容業、旅館・ホテル業等の各生活衛生同業組合と連携して、これら営業施設の衛生水準の維持向上等に努めているところである。</p> <p>しかし、近年、各生活衛生同業組合の加入率は、かなり低下してきている状況にある。組合を通しての各営業者への指導を中心に活動している当該法人の現状を考えれば、組合加入率の低下は、関係営業施設の衛生水準の維持向上等へ悪影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>ついては、県は、当該法人に対して、各生活衛生同業組合の加入率の向上のための対策を早急に検討するとともに、組合員以外の営業者に対する指導、情報の提供等の取組を強化するよう指導されたい。</p>	<p>生活衛生同業組合の加入率については、財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターが主体的に取り組む事項である。</p> <p>同センターとしては、加入によるメリットの創出やPR機会の拡大など加入率向上のための措置を検討しているが、組合加入率向上の即効的な方策は見いだせない状況である。</p> <p>しかし、クリーニング同業組合については、県が保有する許可台帳をもとに役員が個別に加入の勧誘を行うとともに広報誌や各種パンフレットの配布により情報提供を行う予定であり、また、同センターとしても各同業組合と連携協力しながら組合への加入や指導、情報提供を行っていくこととしている。</p> <p>県としても、同センターに対して必要な情報提供を行うこととした。</p>